

## 洞爺湖漁業協同組合 胆内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する胆内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該漁業権の対象となっている水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる範囲内で行われなければならない。

水産動物	漁具・漁法	範囲
ひめます にじます やまべ	竿釣	1人につき5本以内 針は竿1本につき3個以内とする
えび	たも網	網口及び網の長さの最長部が 40センチメートル未満
わかさぎ	竿釣 たも網	1人につき5本以内 針は竿1本につき3個以内とする 網口及び網の長さの最長部が 40センチメートル未満

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で

組合が定めて公表する期間内。※やむを得ず同表右欄の期間を変更するときは、この組合掲示場に掲示公表するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

水産動物	期	間
ひめます にじます やまべ	船釣 6月1日から6月30日及び12月1日から翌年 3月31日まで 陸釣 6月1日から8月31日及び12月1日から翌年 3月31日まで	
えび	6月1日から8月31日及び12月1日から翌年 3月31日まで	
わかさぎ	5月1日から8月31日及び11月1日から翌年 3月31日まで	
時間	午前4時から午後7時まで	

2 前項の公表は、この組合及び第7条第2項に定める遊漁料の納付場所に掲示するほか組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
1	中島の周囲湖岸から沖合2,000m以内の水面		
2	北大洞爺湖臨湖実験所及び洞爺孵化場の左右沖出し各1,000m以内の水面		
3	菅原川の河口より洞爺湖町の境界までの間の左右沖出し1,000m以内の水面		
4	北電洞爺湖発電所放水路及び長流川洪水取水所放水路の左右100m沖合、100m以内の水面	周	年
5	安宅川の湖岸より上流1,500mの間		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
ひめます にじます やまべ	15センチメートル
わかさぎ	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料
ひめます にじます やまべ	竿釣	1日 1年	陸つり1,200円 船釣り1,500円 20,000円
わかさぎ	竿釣・たも網	1日	500円
えび	たも網	1日	500円

※ 消費税及び地方消費税を含む

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 洞爺湖漁業協同組合事務所(有珠郡壮瞥町字仲洞爺123番地)
- (2) 渡辺豆腐店(壮瞥町字仲洞爺)
- (3) 洞爺マリン(壮瞥町字壮瞥温泉)
- (4) セイコーマート壮瞥温泉店(壮瞥町字壮瞥温泉)
- (5) セイコーマートふじさわ店(壮瞥町字滝之町)
- (6) 岡崎 進 宅(洞爺湖町月浦)
- (7) セブンイレブン洞爺湖温泉店(洞爺湖町洞爺湖温泉)
- (8) 北海ホテル(洞爺湖町洞爺湖温泉)
- (9) 洞爺湖温泉中央モーターボート(洞爺湖町洞爺湖温泉)
- (10) セイコーマート洞爺たなか店(洞爺湖町洞爺湖温泉)
- (11) セイコーマート洞爺店(洞爺湖町洞爺町)
- (12) とうや水の駅(洞爺湖町洞爺町)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されたものを含む)を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者氏名

○ 注意事項

- 1 遊漁規則を遵守すること。
- 2 遊漁者が遊漁規則に違反した場合は直ちに遊漁の停止を命じます。
- 3 前項の場合既に納付した遊漁料は払い戻しは致しません。
- 4 竿は、1人5本以内とし針は竿1本につき3個以内とする。
- 5 撒き餌及びよせ餌を使用してはならない。
- 6 たも網は口径40cm、深さ40cm未満とする。
- 7 遊漁の時間は午前4時から午後7時までとする。
- 8 遊漁承認証と遊漁旗は承認期間が終わりしだいすみやかに返納をお願いいたします。

○ 組合が行っている増殖事業

- 1 稚魚放流
- 2 移植放流
- 3 人工ふ化放流

○ 当組合が行っている漁場管理

- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川毎に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。  
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、湖底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、撒き餌及びよせ餌等をしてはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇してはならない。

○ 注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、規約で定める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。